

# 元気なうちに 財産を「家族信託」

認知症などで判断能力が衰えると、財産が凍結されることがあると知っていますか？定期預金を解約できなくなったり、不動産を売却できなかつたり。こうした困りごとを避けるため、元気なうちに家族に財産管理を任せせる「家族信託」が注目されています。

## 介護費の不安なくなつた

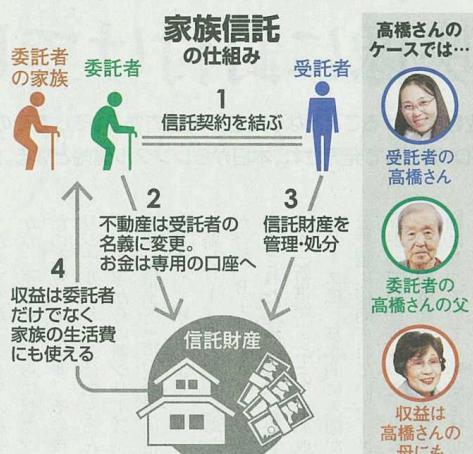
「家族信託」とは、財産管理の方法の一つ。信頼できる家族に、財産を管理したり処分したりする権限を託す契約だ。一般社団法人「家族信託普及協議会」によると、会員が携わった契約は増えている。015年は31件、16年は139件で、昨年は1~4月だけでも127件に上るという。

川崎市の高橋千賀子さん

老人ホームへ。

ただ、有料老人ホームは、用料が割高なので、お金の不安が出てきた。そこで、マ

一親子で専門家に相談を



## 老後の財産管理・継承の方法 司法書士、西本晋也さんへの取材から

### ○利点 ◆ 注意点

- 家族全体の希望を反映した財産管理ができる
  - ◆ 認知症になるなどして判断能力が衰えると、契約できず
  - ◆ 信頼して託せる相手がない場合(は、遠きか)

三

- 本人だけで「誰に財産を残すか」を決められる
  - ◆ 判断能力が衰えると、作れない
  - ◆ 亡くなるまで効力が発生しないので、生前の財産管理はできない

成年後見

- 判断能力が衰えた後でも始められる
  - ◆本人の財産を守る・維持することが原則。家族のために使いづらくなることがある
  - ◆専門家が後見人になると月2万~6万円ほどの報酬が要る

人」を置くことによって、ある財産管理や継承の方法など」といえば、遺言や成年後見制度である。ただ遺言は、本人が亡くなるまで効力が発生しないので、生前の財産管理には対応できない。また、成年後見制度は、制度に詳しい専門家による「本人の財産をどうするか」を置くことによって、ある

家族信託の具体的な手続きはどうなっているのか。まずは、司法書士や弁護士、行政書士などの専門家に相談し、信託の設計や見積もりを作成。例えば、協会のホームページ (<http://kazokushintaku.org/>) で、最寄りの専門家を調べられる。

仕事を任せられるか、その賃金を取得するわけではない。頼んだ人の財産の権利はそのまま、名義は移る。前述の高橋さんのケースで言えば、不動産の名義は高橋さんにないが、不動産自体や売却料金が高橋さんのものにはならない。受託者になつた

家族で話し合い納得できた  
ら、信託契約を交わし契約書  
を作る。親など財産を持つて  
いる側と、子どもなど管理や  
処分をする側が契約する。  
お金は信託契約専用の「信  
託口座」を金融機関で作  
り、管理する。不動産は、名  
義変更手続きをする。  
資産を管理・処分する人を  
「受託者」と呼ぶ。受託者は  
報酬などの固定費は原則発生  
しない。家族の安心のために  
受託者を見張る「信託監査  
人」を置くことができる。

これが基本で、ケースによっては、家族全体の状況に合わせて柔軟な対応は難しいことがある」といふ。  
家族信託にも気をつけねばならない点はある。判断能力がなくなり、なつてからは契約できない。それと、信頼して託せる専門家や、信託用の口座を作れる金融機関はまだ少ない。

2018/2/21  
朝日新聞東京本社版 33面  
朝日新聞社に無断で転載することを禁じます  
承諾番号：18-0796

2018/2/21  
木村版 33面

朝日新聞東京本社版 33面  
で転載することを禁じます